

令和5年度 児童発達支援 指摘事項一覧

7事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	定員の遵守	毎日の利用人数について、利用定員を超えてサービスを提供している日がありました。利用定員を超えないよう一日の利用者数を調整してください。	都条例139号第38条	1
2	秘密保持等	一部従業員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。在職中及び退職後も利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書等を交わすなどの措置を講じてください。	都条例第139号第45条第1項及び第2項、 障発0330第12号第三の3(37)①及び②	1
		利用者の家族の個人情報使用について、家族から同意を得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るようにしてください。	都条例第139号第45条第3項、 障発0330第12号第三の3(37)③	1
3	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	児童福祉法第21条の5の26 児童福祉法施行規則第18条の38	2